

保護者の皆さまへ

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、今後、次のとおり対応いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

○「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

※発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

2 学校における新型コロナウイルス感染症への対応

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、自宅休養をお願いいたします。その際は原則として欠席となります。

○可能な限り校内でも常時換気を行います。手洗い等の手指衛生や咳エチケット、清潔なハンカチやティッシュの持参など、ご家庭でも注意喚起をお願いいたします。

○地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面に応じ「近距離」「対面」「大声」での発声を控える、身体的距離の確保等の措置を一時的に講じることも検討いたします。

○マスクの着用は基本的には求めません（感染が流行している場合や混雑した場所・医療機関等、着用が推奨される場面では、推奨いたします）。

○同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあつた者等については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともあります。